

単元未満株式をご所有の株主様へ

サンデン株式会社

単元未満株式の買取・買増制度のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の単元株式数は1,000株となっており、株主様がご所有の単元未満株式（1～999株）につきましては、証券市場にて売買できないなどの制約がございます。

当社では、株主様がご所有の単元未満株式の「買取り」または「買増し」を当社に請求できる制度がございますので、ご案内申し上げます。

なお、2012年4月以降**単元未満株式の買取・買増請求にかかる当社の手数料は無料**とさせていただきますので、ぜひ単元未満株式の買取・買増制度のご利用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬具

1. 単元未満株式の買取・買増制度とは

買取制度：ご所有の単元未満株式を市場価格にて買取らせていただく制度です。

買増制度：1単元（1,000株）の株式にするために必要な数の株式を当社より株主様が市場価格にて買増しできる制度です。

(例)

単元未満株式
700株所有

700株

買取制度



当社に700株売却

700株
×
市場価格

売却代金の受領
※当社が市場価格で買取ります。

買増制度

300株
700株

当社から300株購入
(市場価格)

1,000株
(1単元)

1単元へ整理

2. お手続き方法等のお問い合わせ先

ご所有の単元未満株式が記録されている口座により、以下の通りお問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。

■ 単元未満株式が証券会社の口座に記録されている場合

お取引口座のある証券会社（口座管理機関）へお問い合わせください。

■ 単元未満株式が特別口座に記録されている場合

下記の特別口座の口座管理機関へお問い合わせください。

《特別口座の口座管理機関》

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

（郵便物送付先）

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

（電話照会先）

☎0120-782-031（通話料無料 土・日・祝祭日を除く9時～17時）

*特別口座とは、株券の電子化前に株式会社証券保管振替機構（ほふり）を利用されていなかった株主様が、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に開設している口座をいいます。特別口座についてのご照会および住所変更等のお届出は、上記の電話照会先をお願いいたします。

3. ご注意事項

- ① 買取・買増請求における価格は、当該請求書（買取請求データ）が当社の株主名簿管理人（三井住友信託銀行 証券代行部）の事務取扱場所に到着した日の東京証券取引所における当社株式の最終価格となります。
- ② 買取・買増請求後の取り消しはできません。
- ③ 証券会社の口座に記録されている株主様は、別途証券会社所定の手数料がかかる場合がございます。詳しくはお取引口座のある証券会社（口座管理機関）にお問い合わせください。
- ④ 買取請求をされる場合、決算期日（3月31日）および中間期日（9月30日）の最終営業日の3営業日前から当該基準日までの間は、請求の受付を停止させていただくほか、当社が別途必要と認める場合には、受付停止期間を設ける場合がございます。
- ⑤ 買増請求をされる場合、決算期日（3月31日）および中間期日（9月30日）の最終営業日の10営業日前から当該基準日までの間は、請求の受付を停止させていただくほか、当社が別途必要と認める場合には、受付停止期間を設ける場合がございます。

このご案内は、単元未満株式の買取・買増請求を強制するものではありません。ご請求に際しましては、株主様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。なお、本状と行き違いにご請求済の場合はご容赦くださいますようお願い申し上げます。

以上